

平成２８年１２月２１日作成

臨時福祉給付金（経済対策分）制度概要

１ 趣旨

消費税率の引上げ（５％→８％）による影響を緩和するため、所得の低い方々に対して、制度的な対応（軽減税率の導入）を行うまでの間、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金（経済対策分）を実施・支給する。

２ 支給対象者

（１）平成２８年１月１日時点で、住民票が市内にある方

（２）平成２８年度分の市町村民税（均等割）が課税されていない方

※課税されている人の扶養親族、生活保護制度の被保護者などは対象外。

３ 支給額

一人につき １５，０００円（Ｈ２９．４月～Ｈ３１．９月までの２年半分）

４ 申請開始時期・期限（予定）

（１）申請受付：平成２９年２月下旬頃

（２）支給開始：平成２９年３月下旬頃

（３）申請期限：平成２９年８月下旬頃

５ 支給対象者数

９，７００世帯 １４，４００人

（保健福祉部福祉総務課）